

平成 24 年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成 23 年 8 月 23 日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

役職名	定数	市長名		備考
会長	1	茅ヶ崎市長	服部 信明	総務部会長
副会長	3	海老名市長	内野 優	
		伊勢原市長	長塚 幾子	
		三浦市長	吉田 英男	
顧問	—	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	阿部 孝夫	
		相模原市長	加山 俊夫	
常任理事	若干名	川崎市長	阿部 孝夫	
		逗子市長	平井 竜一	
		厚木市長	小林 常良	
		綾瀬市長	笠間 城治郎	
		秦野市長	古谷 義幸	
理事	若干名	座間市長	遠藤 三紀夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		横須賀市長	吉田 雄人	厚生労働部会長
		小田原市長	加藤 憲一	文教・渉外部会長
		南足柄市長	加藤 修平	環境部会長
		平塚市長	落合 克宏	経済部会長
監事	2	大和市長	大木 哲	
		藤沢市長	海老根 靖典	
常務理事	1	事務局長	小野間 重雄	

* 任期：平成24年3月31日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

未だ先行きの見えない経済情勢により、今年度も大きく税収が落ち込むなか、依然として厳しい財政運営が求められている県内都市自治体では、生活保護などの扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びへの対応をはじめとした喫緊かつ多種多様な課題に対して、引き続き日々創意と工夫をもって対処しておりますが、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

また、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による被害と東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、一向に事態が収束する兆しが見えないなかで被災地域に大変厳しい生活を強いているとともに、全国各地の市民生活にも深刻な影響を与えておりますが、県内各市においては、被災地域の復興に向けた支援などに力の限り努めているところです。

そうしたなか、地方分権・地域主権に関わる論議とその具体的な取り組みがこれまで以上に展開しておりますが、子ども手当や地域自主戦略交付金など各都市のまちづくりに直接影響する課題とともに、地震をはじめとした災害への対応などの新たな課題に対し、県と市がこれまで以上にしっかりと連携をとりながら取り組んでいく必要があると考えております。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成 24 年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された 222 件の要望を取りまとめたものです。

県では、「いのち輝くマグネット神奈川力」という基本理念のもと、開かれた「地域主権の医療」と人を惹きつける魅力あふれた「憧れの神奈川」の実現を目指して、「神奈川県民総力戦」で取り組まれていることと思いますが、市民一人ひとりが安心して暮らせる笑顔にあふれた明るい地域社会とするため、また、「このまちに住んで本当に良かった」と言っていただけよりよい県政の実現のため、急激に変化する県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 8 月 23 日

神奈川県市長会
会長 服部 信明

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の充実・強化について	1
2	都市税財源の充実・強化について	3
3	地域保健医療対策の充実について	5
4	教育行政の充実について	7
5	地球温暖化防止対策の推進について	9
6	地域経済の活性化について	10

一般要望事項

1	治安対策の強化について	13
2	地震防災対策の充実・強化について	14
3	地域手当の見直しについて	15
4	地方法務行政の充実について	15
5	外国人住民の住民基本台帳制度への移行について	16
6	権限移譲について	16
7	都市税財源の充実・強化について	17
8	都市に対する県助成制度の改善について	18
9	社会福祉施策の充実について	19
10	国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について	22
11	地域保健医療対策の充実について	23
12	放課後の児童対策の充実について	25
13	教育行政の充実について	26
14	文化財保護行政の推進について	28
15	基地対策の促進について	29
16	都市環境行政の推進について	31
17	道路の整備について	33
18	海岸・河川の整備について	36
19	都市整備について	37
20	都市公園等の整備について	38
21	都市交通の整備について	39
22	農林水産業の振興について	40
23	公共用地の取得について	41
24	勤労者の福祉について	41
25	就職活動支援と人材確保について	42

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 地震防災対策の充実・強化について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、東海地震の地震防災対策強化地域にも指定されています。

本年の東日本大震災の教訓を踏まえ、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の充実強化について

- ア 市町村消防防災力強化支援事業費補助金の拡充を図ること。 **新規**
- イ 地震防災対策を支援するための新たな補助制度を創設すること。 **新規**

(2) 地震防災対策の充実強化について

- ア 国道 134 号線下開口部に防潮扉を設置すること。 **新規**
- イ 災害により神奈川県自体が被災地となった場合を想定した、本部機能の分散など機動的な災害本部の設置体制を検討すること。 **新規**

(3) 津波対策について

- ア 津波の調査・検証を早期に実施するとともに、被害想定に変更が生じた場合は、速やかに津波ハザードマップを再作成し、津波対策を講じること。 **新規**
- イ 津波ハザードマップの見直し等防災対策のさらなる拡充を図るため、支援制度を創設すること。 **新規**

(4) 被災自治体に対する支援体制について

- ア 東日本大震災における教訓を生かし、他県の災害時には、県がリーダーシップを発揮してオール神奈川で支援に取り組める体制を確立すること。 **新規**
- イ 県内自治体と連携して、被災者・被災企業の自立に向けた総合的な支援が行えるよう主導的役割を発揮すること。 **新規**

(5) 東日本大震災に伴う電力不足に係る節電推進について

- ア 県が先頭に立ち電力消費を抑える県民運動をより一層進めるとともに、各種業界に対し、不要不急のネオンサインや照明、電気機器について使用を見合わせるなど必要な対策を講じるよう強く呼びかけること。 **新規**

イ 電力不足への対応用の省電力型防犯灯（LED灯式）及び災害に伴う長時間停電時の対応用の太陽光蓄電式防犯灯について、自治・町内会が整備することに対する市補助金の充実のため、県の支援制度を創設すること。**新規**

(6) 消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線デジタル化の整備について、財政支援制度を創設するよう国に働きかけること。または、県において、当該財政支援制度を創設すること。**新規**

2 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 地方分権・地域主権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行行政需要に対応することができるよう、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、都市税財源の拡充を図ること。

イ 地域自主戦略交付金制度は、すべての団体に対して必要額が確実に交付される仕組みとし、交付金の算定にあたっては財政力による調整は行わないよう国に働きかけること。

(2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

(3) 地方債制度について

ア 高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度について、普通交付税不交付団体を含むすべての団体が適用対象となるよう要件の緩和を図ること。

また、水道事業債及び下水道事業債の借換制度についても、要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

イ 平成23年度から3年間で段階的に廃止される人口を基礎として算出される臨時財政対策債について、地域の実情に配慮して、全団体を対象とした一般財源に充当ができる新たな地方債制度の創設を、国に働きかけること。**新規**

(4) 縣市町村移譲事務交付金について

県が独自に移譲を推進する事務については、従来の移譲事務交付金の算定方式ではなく、移譲の際に必要な電算システム経費や臨時的経費の財源措置や自治体の人件費・運営費に十分に見合う算定方式となるよう改善し、市町村財政への負担とならないよう、きめ細かな制度設計にすること。**新規**

3 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

- ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金の導入を見直すこと。 **一部新規**
- ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

- ア 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働くことのできるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。
また、勤務医の処遇改善、女性医師の勤務環境改善、臨床研修医制度の見直し等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。
- イ 疾病別の輪番体制整備に積極的に取り組み、二次救急医療体制を強化すること。 **新規**
- ウ 県央地区の小児・周産期救急医療の拠点として大和市立病院の施設整備及び厚木市立病院の建て替え整備について、補助制度の拡充・創設を図ること。また、県央医療圏の病床過剰地域指定撤廃に向け、指定根拠の見直しについて国に働きかけること。 **一部新規**

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

全国統一的な支援制度を創設するとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金による財政支援を平成 24 年度以降も継続するなど、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(4) **新型インフルエンザ対策について**

市が新型インフルエンザの発熱外来等を設置及び運営した場合の費用を負担すること。

(5) **予防接種事業について**

子宮頸がんワクチン、H i b ワクチン及び肺炎球菌の予防接種について予防接種法に基づく定期接種に位置づけるとともに、その財源について市の負担が重くならないよう、普通交付税措置ではなく新たな財政支援を講ずるよう国に働きかけること。**新規**

(6) **少子化対策について**

少子化対策の一環として、不妊症及び不育症治療に医療保険を適用させるよう国に働きかけること。**新規**

(7) **救急医療を担う病院に対する停電対策について**

地域の救急医療を担う病院に対し、停電時でも医療行為に支障が生じないよう、自家発電施設の設置等に対する整備費及び燃料補給について助成すること。また、停電区域からの除外について対策を講じること。**新規**

(8) **がん検診の公費負担に対する支援について**

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。**新規**

4 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数を増員するよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と平行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。**一部新規**

イ 学校給食の充実と安全面の配慮を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、学校栄養職員の配置基準を緩和するよう国に働きかけるとともに、県においても基準の見直しを行い、多くの学校に学校栄養職員を配置すること。**新規**

ウ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

エ 平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、ICT機器等学習環境の整備や英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。**一部新規**

オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。

キ 国際教室における指導充実のため、国際教室担当教員の加配の基準となる日本語が必要な児童・生徒の査定数に、重国籍児童・生徒も含めること。

(2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。
- イ 県立養護学校に通学する児童・生徒が利用するスクールバス運営事業について、県のスクールバスの増車を図るとともに、都市自治体のスクールバス運営事業への県補助金の増額などの支援を強化すること。
- ウ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員（支援者）を配置すること。
- エ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立養護学校を大和市内に設置すること。

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策である幼稚園就園奨励費補助制度について、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう働きかけること。

(4) 不登校等学校不適応対策について

小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などの状況の未然防止や早期発見、早期解決のため、現在中学校に配置されているスクールカウンセラー等の専門的な指導員を、小学校全校へ配置すること。

また、国がスクールカウンセラー等活用事業の補助をさらに削減した場合、県の予算で、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。 **一部新規**

5 地球温暖化防止対策の推進について

現在の地球環境を守り、未来の子どもたちに引き継いでいくため、地球温暖化防止対策は急務となっています。

県では平成20年1月に「クールネッサンス宣言」を行い、「電気自動車普及推進」、「太陽光発電普及拡大」など13のリーディング・プロジェクトに取り組むとともに、平成23年5月から「かながわソーラープロジェクト」として、全国に先駆けて太陽光発電を中心とした次世代エネルギーモデルの構築に取り組んでいます。県内の各自治体でも太陽光発電や電気自動車の普及に向け購入補助等に取り組んでいるところですが、より一層の普及を促進するには県の支援が必要です。

神奈川県地球温暖化対策計画における温室効果ガスの削減目標「平成32年の温室効果ガスの総排出量を平成2年比で25%削減する」の達成に加えて、かながわ発のエネルギー改革を実現するためにも、次の要望事項について県の積極的な予算措置を要望します。

(1) 地球温暖化防止対策の推進について

ア 住宅用太陽光発電システムの新規設置費補助について、平成23年度の県補助額を堅持するよう予算措置を講じること。なお、より一層の促進を図るため、県補助額の増額を検討すること。また、震災による電力不足の代替エネルギーの一環として、太陽光発電設備普及促進施策を講じること。**一部新規**

イ 地球温暖化対策に重要な電気自動車の普及には事業者に加え個人の利用も欠かせないことから、購入費補助、インフラ整備など支援策のより一層の推進を図ること。

特に電気自動車用急速充電設備のインフラ整備については、県立公園など県の施設に積極的に設置するとともに、電気自動車を販売するメーカーへ働きかけるなど設置の推進を図ること。**一部新規**

6 地域経済の活性化について

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（新東名高速道路）、三浦縦貫道路、さがみ縦貫道路、厚木秦野道路などの高規格幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や、西湘バイパス延伸整備、第一東海自動車道の（仮称）綾瀬インターチェンジの設置などの早期事業化を図るとともに、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じること。**一部新規**

(2) 海岸・河川の整備について

ア 海岸の保全について

砂浜の侵食及び砂の劣化原因について早急に調査を行い、養浜及び改善対策を講じること。

イ 河川の整備促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備促進を図ること。

また、整備にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。

(3) 都市整備について

ア 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和すること。

また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

イ 特定保留区域の市街化編入について

特定保留区域の市街化編入にあたっては国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、迅速かつ円滑な協議が行えるよう、積極的な調整及び関係情報の収集・提供を図ること。

ウ 緑地の保全について

緑地の適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、緑地の維持管理や取得に対する補助制度の創設を図ること。

また、広域的な見地に立った積極的な取り組みを行うこと。

エ 都市交通の整備について

バス事業者における「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの導入経費に対する支援制度を創設すること。

また、高齢者等の交通弱者への対応として自治体が行っているコミュニティバスの運行について、新たな補助制度を創設すること。

一部新規

(4) 農林水産業の振興について

都市農業を振興し、農業経営規模の拡大や農作業従事者等を増やすため、農地法等の規制を緩和すること。

また、農業後継者育成のため、農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大を図ること。**新規**

一般要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯認知件数は減少を続けてきましたが、依然として厳しい社会経済情勢の不安から治安の悪化が危惧される中、警察活動に寄せる市民の期待は、ますます大きくなっています。

ついては、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じるよう要望します。

(1) 警察体制の充実強化について

安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、早期に次の対策を講じること。

ア 香川、松林、鶴嶺西地区に交番を新設し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。

イ 高座渋谷駅及び桜ヶ丘駅に交番を設置すること。

ウ さがみ野駅周辺に交番を設置すること。

エ 南足柄市内における警察官の増員、交番相談員制度の拡充、交番の増設を図ること。

(2) 新型街頭緊急通報装置等の設置について

市民が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、新型街頭緊急通報装置の設置を推進するとともに、市が独自に設置する防犯緊急通報装置に対する支援制度を創設すること。

2 地震防災対策の充実・強化について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、県西部地域の8市11町が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。

本年の東日本大震災の教訓を踏まえ、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の充実強化について

- ア 市町村消防防災力強化支援事業費補助金の拡充を図ること。新規
- イ 地震防災対策を支援するための新たな補助制度を創設すること。新規

(2) 地震防災対策の充実強化について

- ア 国道134号線下開口部に防潮扉を設置すること。新規
- イ 災害により神奈川県自体が被災地となった場合を想定した、本部機能の分散など機動的な災害本部の設置体制を検討すること。新規

(3) 津波対策について

- ア 津波の調査・検証を早期に実施するとともに、被害想定に変更が生じた場合は、速やかに津波ハザードマップを再作成し、津波対策を講じること。新規
- イ 津波ハザードマップの見直し等防災対策のさらなる拡充を図るため、支援制度を創設すること。新規

(4) 被災自治体に対する支援体制について

- ア 東日本大震災における教訓を生かし、他県の災害時には、県がリーダーシップを発揮してオール神奈川で支援に取り組める体制を確立すること。新規
- イ 県内自治体と連携して、被災者・被災企業の自立に向けた総合的な支援が行えるよう主導的役割を発揮すること。新規

(5) 東日本大震災に伴う電力不足に係る節電推進について

- ア 県が先頭に立ち電力消費を抑える県民運動をより一層進めるとともに、各種業界に対し、不要不急のネオンサインや照明、電気機器について使用を見合わせるなど必要な対策を講じるよう強く呼びかけること。新規
- イ 電力不足への対応用の省電力型防犯灯（LED灯式）及び災害に伴う長時間停電時の対応用の太陽光蓄電式防犯灯について、自治・町内会が整備することに対する市補助金の充実のため、県の支援制度を創設すること。新規

(6) 消防・救急無線のデジタル化について

- 消防・救急無線デジタル化の整備について、財政支援制度を創設するよう国に働きかけること。または、県において、当該財政支援制度を創設すること。新規

3 地域手当の見直しについて

地域手当の支給率を都市単位に定めることは、近隣市との間に大きな格差が生まれるなど、生活実態からかけ離れたものとなっている状況を生んでいます。
については、次の事項について要望します。

(1) 地域手当の支給率の見直しについて

交通状況、人の移動や物価等が均衡している都市部においては、行政区域を越えた生活経済圏等を一つの単位とし、地域の実態に合った支給率に見直しを行うよう国に働きかけること。

4 地方法務行政の充実について

横須賀三浦地域県政総合センターには、旅券窓口としてパスポートの申請受付のみを扱う出張窓口が週1回開設されていますが、平成17年に常設窓口として小田原出張所が開設されたことから、三浦半島地域だけが県内に所在する常設窓口から離れた地域となり、不公平感が生じています。

については、次の事項について要望します。

(1) 三浦半島地域におけるパスポートセンター出張所の新設について

横須賀三浦地域県政総合センター内にパスポートセンター出張所を新設し、常設窓口としてパスポートの申請受付及び交付の両方の手続を可能にすること。

5 外国人住民の住民基本台帳制度への移行について

平成 21 年 7 月 15 日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加える改正がなされました。これに伴って、住民基本台帳システムの改修と税や国保などの住民基本台帳システムと連携しているシステムの改修が必要になります。また、地方財政法第 10 条の 4 によれば、地方公共団体は外国人登録に要する経費を負担する義務を負わないと規定されています。

については、次の事項について要望します。

(1) 外国人住民の住民基本台帳制度への移行について

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（入管法等改正法）及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、住民基本台帳システムや関連システムの改修が必要となるため、改修費用に対し、交付税措置とすることなく、国庫支出金で財政支援を行うとともに、早期に具体的なスケジュール等を明確にするよう国に働きかけること。**新規**

6 権限移譲について

県では、平成 17 年度からの包括的権限移譲などにより、県から市町村への権限移譲が進んでいるところです。

しかし、市町村における地域の実情や移譲事務の性質等を踏まえ、移譲される権限を基礎自治体である市町村で共同して事務処理することが、住民及び市町村にとってどのようなメリットがあるかなどを十分に検証し、市町村と協議したうえで進める必要があります。については、次の事項について要望します。

(1) 権限移譲について

県条例による権限移譲について、移譲される権限を市町村が事務処理することが、住民及び市町村にとってどのようなメリットがあるか等を検証するとともに、市町村と十分協議したうえで進めること。

また、法による権限移譲についても、住民サービスの低下とにならないよう着実な引継ぎを行うとともに、県独自の猶予期間設定などを検討すること。**新規**

7 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 地方分権・地域主権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応することができるよう、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、都市税財源の拡充を図ること。

イ 地域自主戦略交付金制度は、すべての団体に対して必要額が確実に交付される仕組みとし、交付金の算定にあたっては財政力による調整は行わないこと。

(2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

(3) 地方債制度について

ア 高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度について、普通交付税不交付団体を含むすべての団体が適用対象となるよう要件の緩和を図ること。

また、水道事業債及び下水道事業債の借換制度についても、要件の緩和を図ること。

イ 平成 23 年度から 3 年間で段階的に廃止される人口を基礎として算出される臨時財政対策債について、地域の実情に配慮して、全団体を対象とした一般財源に充当ができる新たな地方債制度を創設すること。**新規**

8 都市に対する県助成制度の改善について

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 県補助金等の是正について

ア 県単独補助金については、補助制度の廃止や対象の縮小、補助率の引き下げ、予算の減額に比例した交付額の減額など市町村への一方的な負担転嫁は行わず、補助金交付要綱等に定められた補助率による交付額を常に確保し、適切な財源措置を講じること。

なお、県補助金の見直しにあたっては、関係各市と十分協議のうえ進めるとともに、随時情報提供すること。

イ 市町村振興メニュー事業補助金については、下限事業費の引き下げ、対象事業の拡大及び大規模改造事業の要件緩和等、広域連携事業に対する支援の重点化を継続するとともに、権限移譲型広域連携事業等の市町村自治基盤強化総合補助金の特別加算措置の継続・拡充を図ること。

また、木造公共施設等整備事業の補助制度については、法律及び国の基本方針による低層公共建築物の原則木造化を図る施策実現に効果的な事業であることから、平成24年度以降も平成23年度同様の補助制度として継続すること。 **一部新規**

(2) 県市町村移譲事務交付金について

県が独自に移譲を推進する事務については、従来の移譲事務交付金の算定方式ではなく、移譲の際に必要な電算システム経費や臨時的経費の財源措置や自治体の人件費・運営費に十分に見合う算定方式となるよう改善し、市町村財政への負担とならないよう、きめ細かな制度設計にすること。 **新規**

9 社会福祉施策の充実について

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

については、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、個室化（ユニット化）などによる施設整備費の増加や補助金の削減などにより施設設置者の財政負担が増大していることから、補助制度の充実等により福祉施設設置者の負担軽減を図ること。

イ 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の整備に支障が生じないよう財政支援を行うこと。

(2) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、次のことについて国に働きかけること。

(ア) 介護給付費負担金の国庫負担分率を25%とし、調整交付金を別枠とすること。

(イ) 施設整備や人材育成・確保体制に対する十分な財政支援を図ること。

また、県においても、補助制度の充実、新規創設を図ること。

イ 介護保険の低所得者対策については、都市自治体が独自に保険料及び利用料等を軽減するのではなく、国が抜本的な制度改正を行い、全国で統一的に実施するよう国に働きかけること。**一部新規**

ウ 次期介護報酬の改定にあたっては、介護従事者の処遇改善等を図り他の産業と同程度の処遇とするため、介護報酬を適正な水準に引き上げるよう国に働きかけること。

新規

エ 介護保険法及び老人福祉法に基づく許認可等については、本来、国が行うべき社会保障制度であることから、市町村に権限移譲を行わないこと。**新規**

(3) 障害者福祉の充実について

ア 重度障害者医療費助成制度について、精神障害者も補助対象にするとともに、県補助金の削減を見直すこと。

また、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃するとともに、再度、県と市町村の協議の場を設けること。

さらに地域間で助成対象者に格差が生まれないように、全国统一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。**一部新規**

イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

ウ 障害福祉サービスに係る自立支援給付事業については、全額国の負担とすること。
また、市町村地域生活支援事業については、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

さらに、市町村の財源負担が残る場合は、障害施設等社会的資源が地域間で偏在する現状を鑑みて、居住地特例の継続を国に働きかけること。 **一部新規**

エ 障害者の入所施設について、県西地域の特性を考慮して整備すること。

オ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域における日中活動系施設及び長期・短期入所施設の整備を図ること。

また、特別支援学校の整備にあたっては、早期開校と学校周辺に障害者の就労や生活拠点となる施設の整備を検討すること。 **一部新規**

カ 高次脳機能障害に関する専門相談窓口は、厚木市にある神奈川県リハビリテーション支援センターで実施しており、また、発達障害者の専門相談窓口は、中井町にある神奈川県発達障害支援センター及びその分園が相模原市で実施している。相談体制の充実を図るために、それぞれの専門相談窓口を身近な障害保健福祉圏域毎に設置をすること。

キ 更生医療を受ける医療機関の指定について、診療所を指定自立支援医療機関とする場合には、病院も併せて指定することができるよう図ること。 **新規**

(4) 児童福祉の充実について

ア 子ども手当の制度改正にあたっては、「国と地方の協議の場」等において、十分な協議を行い、支給に伴う準備期間を、十分確保するよう国に働きかけること。

また、支給に伴う事務費は、人件費を含め全額国庫負担で実施し、地方に新たな負担を求めないよう国に働きかけること。 **新規**

イ 民間保育所運営費補助金について、障害児保育加算を含む各種加算は平成21年度から補助割合を段階的に削減しており、特別経常費は時期を定め補助対象外とする予定であるが、民間保育所への影響が甚大であることから、従前の制度の継続もしくはかわりの制度を創設すること。

また、平成22年度において、予算の減額に比例した交付額の減額により市町村への一方的な負担転嫁を行った民間保育所運営費補助金については、適切な財源措置を行うこと。

なお、適切な財源措置がとれない場合は、早急に民間保育所に情報提供するとともに適切な県補助要綱に改定すること。 **一部新規**

ウ 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を平成24年度以降も継続して実施すること。

また、交付金の対象となる事業について、基金のみを財源とすることや、施設整備事業について公立保育所を対象に加えるなど、内容の改善を図ること。 **一部新規**

エ 保育士の処遇並びに数を確保するため、財政的支援を行うよう国に働きかけること。

(5) 無料低額宿泊施設に対する指導について

NPO等が運営する無料宿泊施設に関する指導・監査を徹底すること。

(6) 老人クラブ活動事業に対する補助の充実について

老人クラブ活動事業に対する補助金の削減をしないこと。また、次年度の補助金について、事前に通知すること。**新規**

(7) 母子寡婦福祉資金に係る改善について

母子寡婦福祉資金の貸付について、償還指導に時間を要していることから他の業務の圧迫となっているので、他の債権回収方法を検討すること。**一部新規**

(8) 生活保護費負担金について

生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするよう国に働きかけること。**新規**

(9) 公契約に関する法の整備について

公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するため、国は公契約に関する法律整備を速やかに講じるよう国に働きかけること。

新規

10 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

については、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

(1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

平成 25 年 3 月に予定されている新たな高齢者医療制度の創設にあたって、国保制度の安定的な運営を図るため、国保制度の財政負担の軽減を図ること。

また、都道府県単位での広域化の実施を進めるとともに、広域化に伴う市町村のシステム改修及びシステム機器導入費用の負担について配慮すること。**一部新規**

11 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金の導入を見直すこと。**一部新規**

ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働くことのできるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

また、勤務医の処遇改善、女性医師の勤務環境改善、臨床研修医制度の見直し等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。

イ 疾病別の輪番体制整備に積極的に取り組み、二次救急医療体制を強化すること。

新規

ウ 県央地区の小児・周産期救急医療の拠点として大和市立病院の施設整備及び厚木市立病院の建て替え整備について、補助制度の拡充・創設を図ること。

また、病床過剰地域指定撤廃に向け、指定根拠の見直しについて国に働きかけること。**一部新規**

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

全国統一的な支援制度を創設するとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金による財政支援を平成24年度以降も継続するなど、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(4) 新型インフルエンザ対策について

市が新型インフルエンザの発熱外来等を設置した場合の費用を負担すること。

(5) 予防接種について

子宮頸がんワクチン、H i b ワクチン及び肺炎球菌の予防接種について予防接種法に基づく定期接種に位置付けるとともに、その財源について市の負担が重くならないよう、普通交付税措置ではなく新たな財政支援を講ずるよう国に働きかけること。新規

(6) 少子化対策について

少子化対策の一環として、不妊症及び不育症治療に医療保険を適用させるよう国に働きかけること。新規

(7) 救急医療を担う病院に対する停電対策について

地域の救急医療を担う病院に対し、停電時でも医療行為に支障が生じないよう、自家発電施設の設置等に対する整備費及び燃料補給について助成すること。また、停電区域からの除外について対策を講じること。新規

(8) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

新規

12 放課後の児童対策の充実について

経済情勢の変化に伴う雇用環境や家計状況により、子育て支援対策の整備・拡充に対する期待は高まっている一方で、子供たちを取り巻く状況は悪化し、悲惨な事件や事故が報告されています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業に対する補助金について、指導員の雇用安定を図るための補助項目を創設し、障害児加算についても、複数受け入れに対応するための財政措置を図るよう国に働きかけること。

また、市民ニーズに的確に対応し、クラブ運営が円滑に進められる体制を維持するため、補助対象学年を拡大すること。**一部新規**

13 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数を増員するよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と平行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。**一部新規**

イ 学校給食の充実と安全面の配慮を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、学校栄養職員の配置基準を緩和するよう国に働きかけるとともに、県においても基準の見直しを行い、多くの学校に学校栄養職員を配置すること。**新規**

ウ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

エ 平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、I C T機器等学習環境の整備や英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（A L T）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。

一部新規

オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。

キ 国際教室における指導充実のため、国際教室担当教員の加配の基準となる日本語が必要な児童・生徒の査定数に、重国籍児童・生徒も含めること。

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。

イ 県立養護学校に通学する児童・生徒が利用するスクールバス運営事業について、県のスクールバスの増車を図るとともに、都市自治体のスクールバス運営事業への県補助金の増額などの支援を強化すること。

ウ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員（支援者）を配置すること。

エ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立養護学校を大和市内に設置すること。

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策である幼稚園就園奨励費補助制度について、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう働きかけること。

(4) 不登校等学校不適応対策について

小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などの状況の未然防止や早期発見、早期解決のため、現在中学校に配置されているスクールカウンセラー等の専門的な指導員を、小学校全校へ配置すること。

また、国がスクールカウンセラー等活用事業の補助をさらに削減した場合、県の予算で、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。 **一部新規**

14 文化財保護行政の推進について

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

ついては、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

(1) 市町村の経費負担の軽減について

ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業における県費補助率の見直し（例、県1／3以内を1／3に）、補助額の安定的確保及び拡充により、市町村及び所有者の経費負担の軽減を図ること。

イ 指定文化財保存修理等補助金の補助率を引き上げるとともに、補助率満額の補助金を交付すること。特に、国指定史跡用地購入に伴う補助金については、市町村負担が大きいことから補助率上限で交付すること。

また、すべての埋蔵文化財発掘調査に係る費用について、国庫補助事業の対象とするよう国に働きかけること。**一部新規**

ウ 開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査経費を確保するため、記録保存調査に関する事業者の責任を明確化し、発掘調査に係る費用について相応の負担を求める「原因者負担の原則」の制度化を国に働きかけること。

15 基地対策の促進について

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

については、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 基地の早期返還について

ア 在日米軍再編協議の中に盛り込まれた空母艦載機の移駐について、早期に実現させるとともに、移駐後の基地の運用面等について、速やかに明らかにすること。

一部新規

イ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、現在まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。

ウ 都市化により一層過密化が進み、住民生活に様々な影響を及ぼすとともに、都市基盤整備等まちづくりにも大きな影響を与えている現状を考慮し、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を講じること。特に、空母艦載機の移駐に合わせ、米軍との協議を推進すること。 **一部新規**

(2) 抜本的な騒音対策について

ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地の夜間連続離着陸訓練（NLP）及びNLP同様の激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、NLP同様に事前に情報を提供すること。

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

(3) 基地交付金及び調整交付金について

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税評価額との格差を是正し、固定資産税相当額を交付すること。また、大規模な提供資産の追加がある場合には、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置を講じること。

(4) 基地周辺対策について

基地周辺対策の一層の充実と促進を図ること。特に住宅防音工事は、航空機による騒音被害への唯一の対策であり、市内全域を対象とするとともに、建築年次に関わらず全ての住宅を対象とすること。

また、住宅防音工事に係る事務手続きについて、住民に負担が生じないよう措置を講じること。 **一部新規**

(5) 基地問題に対する取組みの強化について

厚木基地の艦載機部隊の移駐が着実に実施され、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携の上、取組みを進めること。

16 都市環境行政の推進について

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

- ア 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、リサイクル・収集運搬費用を、現在の排出時に支払う方式から購入時に支払う方式に改正するとともに、不法投棄された家電4品目のリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。
- イ ごみ処理の広域化を推進するため、広域処理施設整備に伴う既存施設の解体撤去工事費について、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合も、循環型社会形成推進交付金の交付対象とするよう国に働きかけること。
- ウ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。**新規**

(2) 地球温暖化防止対策の推進について

- ア 住宅用太陽光発電システムの新規設置費補助について、平成23年度の県補助額を堅持するよう予算措置を講じること。なお、より一層の促進を図るため、県補助額の増額を検討すること。また、震災による電力不足の代替エネルギーの一環として、太陽光発電設備普及促進施策を講じること。**一部新規**
- イ 地球温暖化対策に重要な電気自動車の普及には事業者に加え個人の利用も欠かせないことから、購入費補助、インフラ整備など支援策のより一層の推進を図ること。
特に電気自動車用急速充電設備のインフラ整備については、県立公園など県の施設に積極的に設置するとともに、電気自動車を販売するメーカーへ働きかけるなど設置の推進を図ること。**一部新規**

(3) 環境保全施策等の強化について

- ア 安全で快適な生活環境の保全を目指すため、市町村と一体となって、県民の路上喫煙を防止させるマナーアップ運動を展開すること。
- イ 「神奈川県海水浴場等に関する条例」に基づき、海水浴場での専用区域内喫煙を周知するために要する経費、設置物の維持管理経費などについて、各市町への財政負担を及ぼさないよう継続的に財政措置を講じること。
- ウ 合併処理浄化槽の普及・促進を図るため、平成21年度に廃止となった合併処理浄化槽の新規設置における県の補助制度の見直しを検討すること。**一部新規**

(4) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県が主導となり、県及び三浦半島全市町で足並みを揃えて積極的に捕獲を行うとともに、財源のさらなる確保及び県費補助率の引き上げを行うこと。

イ ニホンザルS群の被害防除対策において、市町が実施する追い払いでは生活被害の根絶は不可能であることから、県が主体となり、追い上げを実施すること。

ウ 水源地域の土地について、外国資本による買収への対策を講じるよう国に働きかけること。**新規**

(5) 移譲推進事務について

「大気汚染防止法」に基づく大気汚染状況の常時監視・指定物質排出施設に対する排出抑制勧告や「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく特定施設の設置の届出の受理等の事務を「移譲推進事務」として市町村へ移譲する場合は、各市町村の実情や意向を尊重するとともに、必要な予算措置を講じること。**新規**

17 道路の整備について

道路は、巨額な投資を必要としますが、生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないものです。特に、神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

(1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

- ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）及び厚木秦野道路全線の早期事業化と国道 246 号バイパス相模川以東の未確定部分の早期計画策定
- イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸の早期具体化
- ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化
- エ 国道 134 号（初声小学校入口交差点付近）の拡幅の早期改良整備
- オ 国道 467 号南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手

(2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

- ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道横須賀三崎線間の、都市計画決定区間の早期事業化及び逗子区間の早期着工 **一部新規**
- イ 都市計画道路中海岸寒川線の整備計画の推進及び茅ヶ崎中央インターチェンジ付近の交差点改良の早期実施
- ウ 県道 24 号（横須賀逗子線）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実施
- エ 三浦縦貫道路のⅡ期区間の早期整備と料金体系の早期見直し（引き下げ等）及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期事業化
- オ 県道 215 号（江奈湾付近）の拡幅などの早期改良整備
- カ 県道 40 号（横浜厚木線）、県道 45 号〔丸子中山茅ヶ崎線の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）〕、県道 40 号側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手
- キ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎線）及び相模原二ツ線・水窪座間線（第 1 期事業区間）の早期完成
- ク 相模原二ツ線・水窪座間線（第 2 期及び第 3 期事業区間）の施工の継続
- ケ 都市計画道路「3・3・3 下今泉門沢橋線」（北伸整備）、都市計画道路「3・4・6 河原口中新田線」（相模興業入口交差点～厚木駅及び相模大橋方面）、都市計画道路「寺尾上土棚線」（県道 40 号以北の整備）、県道 407 号（国分・杉久保地区の拡幅）、小田原山北線（歩道及び中沼・塚原駅入口・沼田各交差点の右折車線）、県道 40・42・45 号の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備

コ 県道 22 号（用田橋～戸沢橋間の拡幅）の都市計画決定及び早期事業化並びに当該事業完了まで、圏央道厚木インターチェンジから海老名インターチェンジの区間の利用料金の県負担

サ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現

シ 周辺観光拠点等への円滑な交通の確保を図るため、厚木秦野道路の（仮称）森の里インターチェンジから県道 64 号（伊勢原津久井線）へのアクセス道路の整備を検討すること。**新規**

ス 都市計画道路「3・4・6 河原口中新田線」の中新田市街道交差点について、暫定整備を早急に改め、交差点の改良整備を行うこと。**新規**

(3) 第一東海自動車道（東名高速道路）の（仮称）綾瀬インターチェンジの早期設置について

スマートインターチェンジ制度の活用により、東名高速道路厚木インターチェンジと横浜町田インターチェンジの間に、（仮称）綾瀬インターチェンジの早期設置を図るよう引き続き国などに働きかけるとともに、県においても積極的な取り組みを行うこと。

(4) 南足柄市と箱根町の連絡道路について

地域の活性化及び災害対策の必要性から、南足柄市と箱根町を連絡する道路について、県が設置した研究会の検討結果に基づき整備方針を決定するとともに、連絡道路の実現に向け、調査研究費等の予算措置を講じ、早期に着工すること。

また、地域活性化の向上に必要な関連施設（大型直売センター等）の建設事業について支援すること。**一部新規**

(5) 逗葉新道の無料化について

有料区間を避ける車両が増加し、市内の交通上の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

(6) 橋梁の整備促進等について

ア 「SS9 橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「3・6・1 社家岡田線」相模川橋梁部）の早期整備を図ること。

イ 橋梁の耐震化及び長寿命化対策には多額の費用を要することから、国庫補助の有無にかかわらず、新たな県費補助制度を創設すること。

(7) 城ヶ島大橋（三崎城ヶ島漁港道路）の無料化について

建設当時の漁港道路としての位置づけや経済、産業状況の変化に伴う地域経済の活性化や公平性の観点から、城ヶ島大橋（三崎城ヶ島漁港道路）の早期無料化を図ること。

(8) 三浦半島地区有料道路の値下げについて

地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化も期待できるため、横浜横須賀道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路通行料金を値下げするよう国に働きかけること。

新規

(9) さがみ縦貫道路の早期完成と（仮称）厚木パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置について

さがみ縦貫道路の早期完成及び（仮称）厚木パーキングエリアにスマートインターチェンジの設置を図るよう国などに働きかけること。また、県においても積極的な取り組みを行うこと。**新規**

18 海岸・河川の整備について

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の保全について

砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、茅ヶ崎海岸（柳島海岸、中海岸、菱沼海岸、浜須賀、汐見台等）の侵食防止対策の推進を図ること。

また、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

(2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、10年以内に整備を完了すること。

また、地元住民等の意見を反映した親水性のある整備を図ること。**一部新規**

イ 流域に過密化した市街地を抱える蓼川について、比留川合流地点から上流についても、総合治水対策に基づく河川改修事業の一層の促進を図ること。

ウ 二級河川引地川の大山橋付近は、浸水被害が発生し易く、また、上流の福寿橋も頻繁に水防警報が発せられていることから、河川改修及び大山橋の架け替えを早期に進めること。**新規**

19 都市整備について

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

(2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。

(3) 都市計画決定に関する包括的な権限移譲について

地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを進めるため、都市自治体自らの責任と判断によって用途地域を決定できるよう、法改正を国に働きかけること。

(4) 水利権の弾力的運用について

水資源の長期的かつ安定的な確保のため、需給状況を考慮した許可水利権の再配分、遊休水利権の調整及び農業用水の都市用水への転用における弾力的運用について、積極的な対応を図ること。

(5) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたっては国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、迅速かつ円滑な協議が行えるよう、積極的な調整及び関係情報の収集・提供を図ること。

(6) 村岡・深沢地区全体整備構想（案）の実現に向けた支援について

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けた共同組織の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政、体制づくり等の支援を図ること。**新規**

20 都市公園等の整備について

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。

については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 広域的な緑地保全の推進について

ア 歴史的風土保存区域内の樹林地部分の同特別保存地区への指定拡大に向けて、引き続き積極的な対応を図ること。

また、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等、国・県が指定主体である緑地の適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、緑地の維持管理に伴う補助制度の創設について国に働きかけること。

イ 鎌倉市（手広地区）及び隣接する藤沢市（川名地区）にまたがる大規模緑地の一体的な保全に向けて、県においても広域的見地に立った積極的な取り組みを行うこと。

(2) 緑地保全事業に対する助成事業の拡充について

緑地保全事業については、都市公園整備への助成だけでなく、里山景観の保全や寺社林の保全など、広く緑の「保全、創出、育成」のための事業が展開できるよう助成事業を拡充すること。

(3) 生産緑地の買取りに対する補助制度の創設について

生産緑地の有する優れた緑地的機能を保全・活用するため、「生産緑地法」における買取りに対する財政支援制度を創設すること。

(4) 三浦半島国営公園の設置の促進について

三浦半島周辺地域の緑地及び環境保全とともに観光振興を図っていくため、優れた自然環境等を有する三浦半島に、早期に国営公園を設置するよう国に働きかけること。

また、候補地の拡大を図ること。 **一部新規**

21 都市交通の整備について

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

また、鉄道利用者の安全性向上を図るため、鉄道駅の耐震補強工事における経費に対する支援制度を創設すること。

(2) 生活交通確保策の支援について

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地区の解消等を目的として市町村が行うコミュニティバスの運行については、多額の財政負担が必要となるため、新たな補助制度の創設を国に働きかけること。 **新規**

22 農林水産業の振興について

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 漁港漁場整備長期計画の推進について

安全かつ多目的利用が可能な都市漁港づくりのため、漁港漁場整備長期計画における漁港整備の推進及び事業予算枠の確保を図ること。

(2) 漁業用工作物用地等に係る占用料の減免について

漁港施設用地を占用して建設された市場施設等に係る占用料については、占用者及び施設利用者に過度の負担とならないよう免除及び減免率の引き上げをすること。

(3) 県営明星林道（明星橋～矢佐芝橋）未舗装部の早期舗装化について

森林管理や林業経営を適切に行うため、県営明星林道（明星橋～矢佐芝橋）未舗装部の早期舗装化を図ること。

(4) 農地転用制度の見直しについて

都市農業を振興するにあたり、農業経営規模の拡大や農作業従事者等を増やすためにはトイレや駐車場を農地へ整備することも必要である。については、農地法等の規制緩和について国へ働きかけること。**新規**

(5) 農地の相続税納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について

農業後継者を育てるため、農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について国へ働きかけること。**新規**

23 公共用地の取得について

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

については、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

公共用地として提供した農地などに係る相続税納税猶予制度の適用拡大を図ること。

また、公共用地の取得に伴う代替地提供者に対する特別控除額を、1,500万円から3,000万円程度に引き上げること。

24 勤労者の福祉について

経済状況の悪化により、勤労者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

については、障害のある人や高齢者が生きがいを持って、地域社会で暮らせるよう、次の事項について要望します。

(1) 勤労者福祉共済事業の安定運営のための支援について

国庫補助廃止による中小企業勤労者の福祉向上の停滞を防ぐため、各都市が行う勤労者福祉共済事業の安定運営のための新たな助成制度を創設すること。

また、運営組織の強化や未実施の都市への組織化に向けた支援体制を整備すること。

25 就職活動支援と人材確保について

経済状況の悪化により、勤労者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。特に、東日本大震災の影響により被災地ばかりでなく、県内でも解雇、内定取り消し、計画停電による休業問題などが発生しており、今後も雇用情勢はさらに厳しくなることが予測されます。

については、就職活動支援と人材確保に関して次の事項について要望します。

(1) 湘南地域への総合職業技術校の設置について

湘南地域への企業誘致や新産業の創出を促すとともに人材の供給体制も整った一体的な産業集積を実現するため、総合職業技術校を湘南地域に設置すること。**新規**